

愛媛県立宇和高等学校

## 学校いじめ防止基本方針



平成 26 年 4 月  
(令和 3 年 6 月 改定)

## 学校いじめ防止基本方針（愛媛県立宇和高等学校）

### 1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決するため、愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針(平成29年3月14日改定)に基づき「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

### 2 いじめとは

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (文部科学省調査)

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って(注1)行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者(注2)から、心理的、物理的な攻撃(注3、4)を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、起こった場所は学校の内外は問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## (2) いじめに対する基本的な考え方

ア 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識

イ 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識

ウ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

## (3) いじめの構造と動機

ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

イ いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- (ア) 嫉妬心（相手をねたみ引きずり下ろそうとする）
- (イ) 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- (ウ) 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- (エ) 同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- (オ) 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- (カ) 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- (キ) 欲求不満（いらいらを晴らしたい）

## (4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、インターネット上の誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

## 3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

### (1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙1 ※日常の指導体制（未然防止、早期発見、早期対応）

### (2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

別紙2 ※緊急時の組織的対応（いじめ問題への対応）

#### 4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

##### (1) 学校生活の充実

ア 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

イ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

##### (2) 特別活動、道徳教育の充実

ア ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

イ ボランティア活動の充実

##### (3) 教育相談の充実

面談の定期的実施（5月、9月、1月）

##### (4) 人権教育の充実

ア 人権意識の高揚

イ 講演会等の開催

##### (5) 情報教育の充実

教科「情報」におけるモラル教育の充実

##### (6) 保護者・地域との連携

ア いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知

イ 学校公開の実施

#### 5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

##### (1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

##### (2) いじめられている生徒・いじている生徒のサイン

別紙3

##### (3) 教室・家庭でのサイン

別紙4

##### (4) 相談体制の整備

- ア 相談窓口の設置・周知
- イ 面談の定期的実施（5月、9月、1月）

**(5) 定期的調査の実施**

- アンケートの実施（6月、2月）

**(6) 情報の共有**

- ア 報告経路の明示・報告の徹底
- イ 職員会議等での情報共有
- ウ 要配慮生徒の実態把握
- エ 進級時の引継ぎ

**6 いじめへの対応**

**(1) 生徒への対応**

- ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場で、継続的に支援することが重要である。

- (ア) 安全・安心を確保する。
- (イ) 心のケアを図る。
- (ウ) 今後の対策について、共に考える。
- (エ) 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- (オ) 温かい人間関係をつくる。

- イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- (ア) いじめの事実を確認する。
- (イ) いじめの背景や要因の理解に努める。
- (ウ) いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- (エ) いじめている生徒が抱える問題を解決し、今後の成長支援を行う。
- (オ) 必要がある場合は懲戒を加える。

**(2) 関係集団への対応**

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちがいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ア 自分の問題として捉えさせる。
- イ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ウ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

### (3) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

(ア) じっくりと話を聞く。

(イ) 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。

(ウ) 親子のコミュニケーションを大功にするなどの協力を求める。

イ いじている生徒の保護者に対して事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

(ア) いじめは誰にでも起こる可能性がある。

(イ) 生徒や保護者の心情に配慮する。

(ウ) 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。

(エ) 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

ウ 保護者同士が対立する場合など教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

(ア) 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。

(イ) 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

(ウ) 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

### (4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

ア 教育委員会との連携

(ア) 関係生徒人の支援・指導、保護者への対応方法

(イ) 関係機関との調整

イ 警察との連携

(ア) 心身や財産に重大な被害が疑われる

(イ) 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

(ア) 家庭の養育に関する指導・助言

(イ) 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

(ア) 精神保健に関する相談

(イ) 精神症状についての治療、指導・助言

## 7 インターネット上のいじめへの対応

### (1) インターネット上のいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等

に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがインターネット上のいじめであり、犯罪行為である。

## (2) インターネット上のいじめの予防

ア 保護者や地域への啓発

(ア) 携帯電話のフィルタリング推奨

(イ) 保護者や地域による見守り

イ 情報教育の充実

「教科情報」における情報モラル教育の充実

ウ インターネット社会についての講話（防犯）の実施

## (3) インターネット上のいじめへの対処

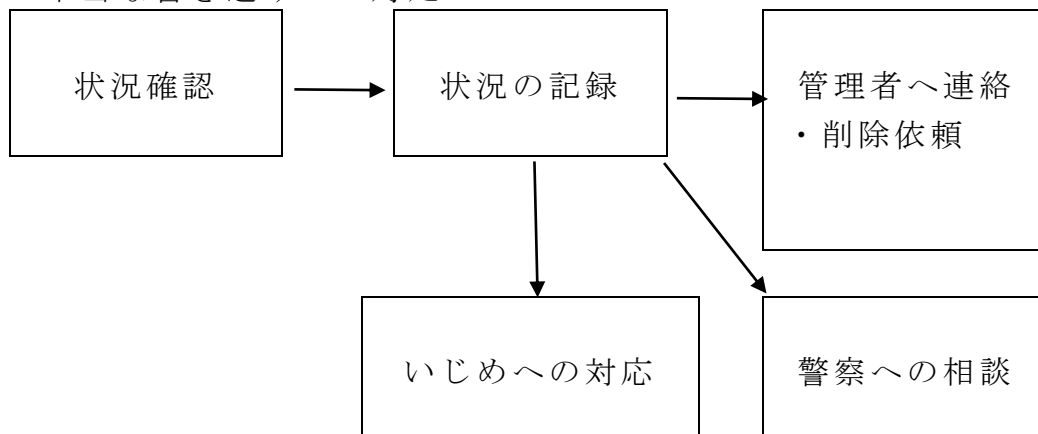
ア インターネット上のいじめの把握

(ア) 被害者からの訴え

(イ) 閲覧者からの情報

(ウ) ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



## 8 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

(ア) 生徒が自殺を企図した場合

(イ) 精神性の疾患を発症した場合

(ウ) 身体に重大な障害を負った場合

(エ) 高額の商品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

(ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合

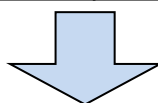
(イ) 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

### (2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

日常の指導体制（未然防止、早期発見、早期対応）

|   |  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><b>未 然 防 止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校生活の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学びに向かう集団づくり</li> <li>・ 意欲的に取り組む授業づくり</li> </ul> </li> <li>○ 特別活動、道徳教育の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームルーム活動の充実</li> <li>・ ボランティア活動の充実</li> </ul> </li> <li>○ 教育相談の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面談の定期開催</li> </ul> </li> <li>○ 人権教育の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権意識の高揚</li> <li>・ 講演会等の開催</li> </ul> </li> <li>○ 情報教育の充実</li> <li>○ 保護者・地域との連携             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校いじめ防止基本方針等の周知</li> <li>・ 学校公開の実施</li> </ul> </li> </ul> | <p style="text-align: center;"><b>早期発見・早期対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報の収集             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員の観察による気付き</li> <li>・ 養護教諭等からの情報</li> <li>・ 相談・訴え（生徒・保護者・地域等）</li> <li>・ アンケートの実施（定期）</li> <li>・ 各種調査の実施</li> <li>・ 面談の定期開催（生徒・保護者）</li> </ul> </li> <li>○ 相談体制の確立             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口の設置・周知</li> </ul> </li> <li>○ 情報の共有             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告経路の明示、報告の徹底</li> <li>・ 職員会議等での情報共有</li> <li>・ 要配慮生徒の実態把握</li> <li>・ 進級時の引継ぎ</li> </ul> </li> </ul> |
|---|--|



**組織的対応**

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><b>いじめ防止委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校いじめ防止基本方針作成・見直し</li> <li>・ 年間指導計画の作成</li> <li>・ 校内研修会の企画・立案</li> <li>・ 調査結果、報告等の情報の整理・分析</li> <li>・ いじめが疑われる案件の事実確認・判断</li> <li>・ 要配慮生徒への支援方針</li> </ul> | <p style="text-align: center;"><b>いじめ問題等対策委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育活動全体、家庭や校外活動を通じて、個性を尊重する態度や他を思いやる態度及び良好な人間関係の育成</li> <li>・ 学校、家庭、地域が一体となったいじめの防止の推進</li> <li>・ 学校、家庭、地域の連携による情報交換、相互研修等</li> <li>・ いじめが発生した場合や発生する恐れのある場合において、事実関係の迅速かつ正確な把握と適切な対応</li> </ul> |
|--|--|

〔構成員〕

学校関係者：教頭、生徒課長、生徒指導主事、生徒課担当教員、人権相談課長、人権・同和教育主任、教育相談担当教員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールライフアドバイザー、学年主任、関係教職員

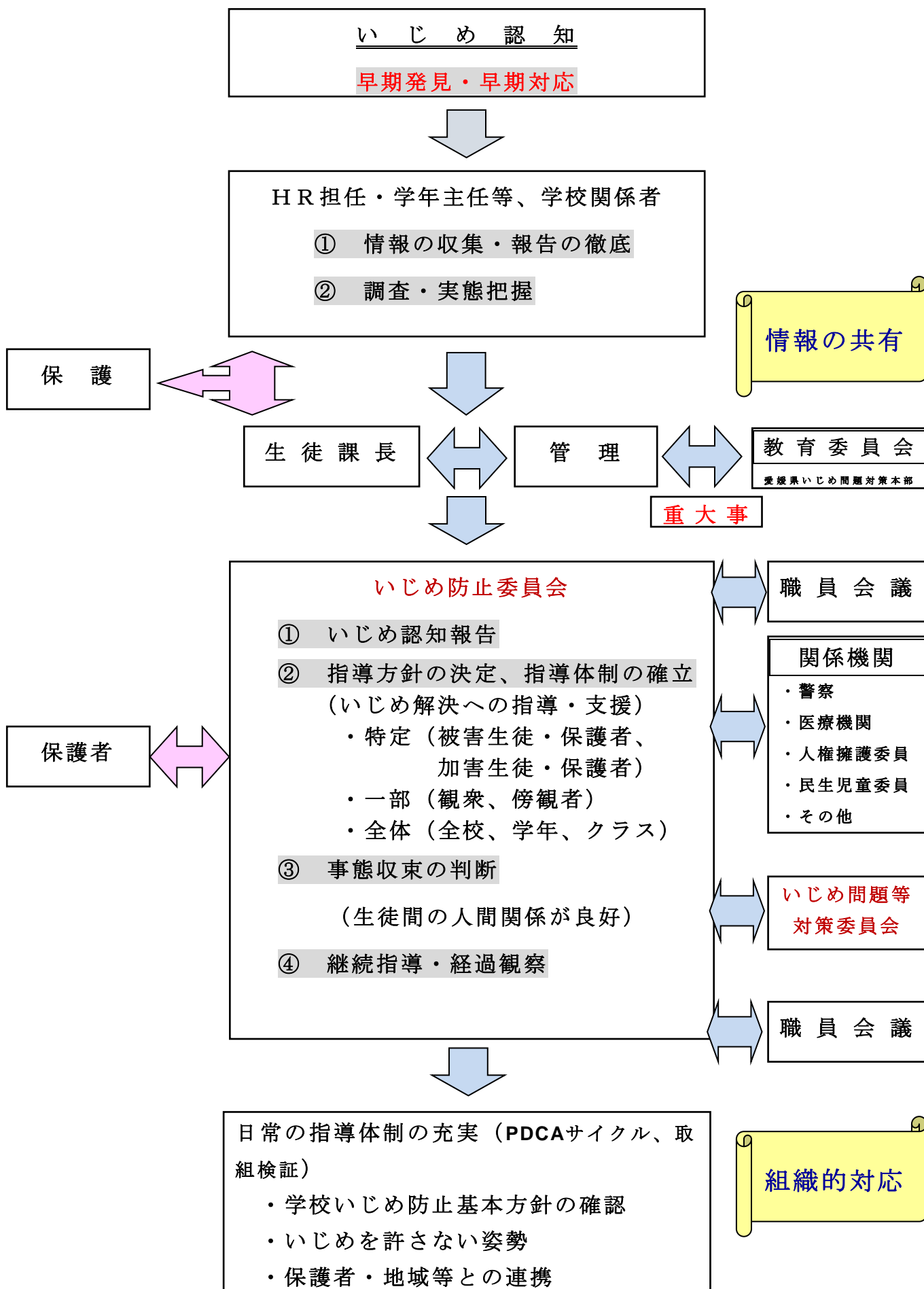
〔構成員〕

地域代表：PTA会長、PTA副会長、地域有識者、西予市人権擁護委員、西予警察署生活安全課、中学校代表（宇和、吉田、明浜）

高校代表：校長、教頭、人権相談課長、人権・同和教育主任、生徒課長、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、教育相談係、養護教諭、その他委員長が指定する者



緊急時の組織的対応（いじめ問題への対応）



## 別紙 3

### 1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多く場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

#### 【登校時、朝のSHR時】

- ・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
- ・教員と視線が合わず、うつむいている。
- ・体調不良を訴える。
- ・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
- ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。

#### 【授業中】

- ・保健室・トイレに行くようになる。
- ・教材等の忘れ物が目立つ。
- ・机周りが散乱している。
- ・決められた座席と異なる席に着いている。
- ・教科書・ノートに汚れがある。
- ・突然個人名が出される。

#### 【休み時間等】

- ・弁当にいたずらをされる。
- ・昼食を教室の自分の席で食べない。
- ・用のない場所にいることが多い。
- ・ふざけ合っているが表情がさえない。
- ・衣服が汚れていたりしている。
- ・一人で清掃している。

#### 【放課後等】

- ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
- ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。
- ・一人で部活動の準備、片付けをしている。

### 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- ・教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。
- ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。
- ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

## 別紙 4

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりし、サインを見逃さないようにする。

- ・嫌なあだ名が聞こえる。
- ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ・筆記用具等の貸し借りが多い。
- ・壁等にいたずら、落書きがある。
- ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

- ・学校や友人のことを話さなくなる。
- ・友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
- ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- ・不審な電話やメールがあったりする。
- ・遊ぶ友達が急に変わる。
- ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- ・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- ・登校時刻になると体調不良を訴える。
- ・食欲不振・不眠を訴える。
- ・学習時間が減る。
- ・成績が下がる。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- ・自転車がよくパンクする。
- ・家庭の品物、金銭がなくなる。
- ・大きな額の金銭を欲しがる。